

○沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

平成 20 年 12 月 26 日条例第 49 号

改正 平成 22 年 7 月 27 日条例第 35 号
平成 23 年 7 月 26 日条例第 34 号
平成 26 年 3 月 31 日条例第 11 号
平成 31 年 3 月 29 日条例第 5 号
令和 5 年 3 月 31 日条例第 2 号
令和 8 年 3 月 31 日条例第 28 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を行うとともに、施設をこれらの研修のための利用に供すること等により、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
沖縄県立名護青少年の家	名護市字名護 5511 番地
沖縄県立糸満青少年の家	糸満市字賀数 347 番地
沖縄県立石川青少年の家	うるま市石川 3491 番地の 2
沖縄県立玉城青少年の家	南城市玉城字玉城 420 番地
沖縄県立宮古青少年の家	宮古島市平良字東仲宗根添 1164 番地
沖縄県立石垣青少年の家	石垣市字新川 868 番地

(業務)

第 3 条 青少年の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- (2) 青少年の自然体験活動その他の体験活動に関すること。
- (3) 青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関すること。
- (4) 青少年の体育及びレクリエーションの活動に関すること。
- (5) その他青少年に対する研修に関すること。
- (6) 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修に関すること。
- (7) 前各号に掲げる研修のための施設の利用に関すること。
- (8) 前号の研修について指導及び助言に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第 4 条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第 11 条の規定による利用の許可に関する業務、第 13 条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第 14 条第 2 項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第 15 条の規定による利用料金の収受に関する業務、第 16 条の規定による利用料金の減免に

関する業務、第 17 条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(4) 青少年の家の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の運営に関して、教育委員会が必要と認める業務（指定管理者の指定の申請）

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第 7 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に青少年の家の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、青少年の家の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

（沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会）

第 8 条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、青少年の家に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う青少年の家の管理に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員 6 人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者の指定等の告示）

第 9 条 教育委員会は、第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（休所日）

第 10 条 青少年の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項第 1 号に規定する休所日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和 49 年沖縄県条例第 42 号）第 2 条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替え

るものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(利用の許可)

第11条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の返還)

第17条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則

で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 から 6 (略)

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日条例第 28 号)

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 15 条関係)

施設利用料金

区分		基準額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 480 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 940 円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 220 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 390 円
研修室等 (小)	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 120 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 240 円
研修室等 (中)	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 240 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 490 円
研修室等 (大)	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 480 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 980 円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1 時間につき 550 円
	一般及び学生	1 時間につき 1,090 円
広場	児童及び生徒	1 時間につき 250 円
	一般及び学生	1 時間につき 510 円
シャワー室		1 回につき 100 円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等 (小)、研修室等 (中)、研修室等 (大)、プレイホール及び体育館並びに広場に係る基準額は、これらの施設を利用する団体 (利用者が個人である場合にあっては、当該個人) を単位とする。

別表第 2 (第 15 条関係)

附属設備利用料金

種別	単位	基準額
音響映像器具	1 回 1 点又は一式につき	250 円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1 室 1 時間につき	510 円以内で教育委員会規則で定める額